或討死、或被班云々。各戰功之至、殊感悅訖。彌廻,籌策一可

其間廻,籌策、可、令,對治,之狀如、件

康安二年五月廿二日

在(足利義註)

今對,治凶徒,之狀如,件。

(との文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。)

(との文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。) 康安二年六月八日

郡富來院尾崎城を攻落したるを賞してこれに感

八月朔日。足利義詮、

能登守護吉見氏賴の初咋

激勵す。 咋郡富來院木尾城に於ける合戰の報を得、 五月廿八日。足利義詮、能登守護吉見氏賴の羽 之を

【古蹟文徵】

五〇〇

【吉見文書】 狀を與ふ。

藤次已下討捕云々。早廻,籌策、追,落當國城等、不日可,對, 能州富來院木尾城合戰事、去十六日注進狀披見訖。富來齋 治越中國凶徒之狀如一件。

康安二年五月廿八日

在(足利義詮)

(との文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。)

郡石動山合戦に於ける勳功を賞してこれに感狀 六月八日。 を與ふ。 足利義詮、 能登守護吉見氏賴の鹿島

八月三日。

足利義詮、

能登守護吉見氏賴の敵將

【溫故古文抄】

五〇一

去月廿七日石動山合戰事、 同廿八日注進狀披見訖。軍勢等

> 狀如、件。 等被疵、凶徒少々討捕云々、尤以神妙也。彌可,抽,戰功之 (この文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。) 康安二年八月一日 在(足利義詮)

能州富來院尾崎城追落事、去月十二日注進狀披見訖。手者

五〇二

令す。

桃井直廣等を降參せしめたるを賞しその處分を

【吉見文書】

五〇三

能州石動山凶徒桃井民部天輔直廣、井所屬等降參事、去月 可一命,追放一之狀如一件。 其煩可。出現一者、隨,時儀一可、致。計沙汰。 至,自余之者等,者、 至極、殊所」有"御感」也。 十八日注進狀披見訖。 仍於,直廣,者、爲,當城大將,之間、重 度々戰功、國中無,所,殘退治、忠功

康安二年八月三日

在(足利義詮)

(この文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。)

狀を與ふ。 郡富來院木尾城を攻落したるを賞してこれに感 八月三日。足利義詮、能登守護吉見氏賴の羽咋

(吉見文書)

五〇四

殊感悅訖。彌可、致。忠節、狀如、件。 能州木尾城追落事、去月廿二日注進狀披見訖。戰功之至、

康安二年八月三日

在(足利義詮)

(この文書は吉見氏賴に與へたるものなるべし。)

0 月五日。能登守護吉見氏賴、 鹿島郡能登島御厨東方地頭職を掠むるを停め、 諏訪神左衛門尉

> 許,之由數申候。以,此旨,可,有,御披露,候。恐惶謹言。 御厨東方地頭職、諏方神左衞門尉掠給候。 可預,安堵御裁 忠節異,于他一候之處、一所懸命之地、當國 天野安藝入道寬譽、多年軍忠相積仁候。就中於,當國,連々 【天野文書】 康安二年八月五日 能州以能登嶋 五〇五

天野遠政に安堵せしめられんことを幕府に請ふ。

前參河守氏賴 在判

進上 御奉行所

[天野文書]

五〇六

八月五日 (康安二年) (康安二年) 東方地頭職、諏方神左衞門尉掠給候。就其數申入候。可 功異,于他一候之處、一所懸命之地、當國能州以,能登嶋御厨 天野安藝入道寬譽,多年軍忠之仁候。就中於,當手,連々戰 此段定彼仁可、令,言上,候。恐々謹言。 前參河守氏賴

謹 條 殿